

平成13年度第4回熊本県環境影響評価審査会 議事概要

日時：平成13年10月11日（木）午後1時30分～午後2時20分

場所：グランド肥後3階 「阿蘇」

出席者

熊本県環境影響評価審査会：今江会長、江端委員、園田委員、西岡委員、弘田委員、
藤木委員、堀委員、松本委員、吉田委員

事務局：熊本県環境生活部環境政策課職員（田中課長、古庄課長補佐、真田課長補佐、
増田主幹、矢野参事、藤山主事）

事業者：八代郡生活環境事務組合職員（2人）
コンサルタント会社職員（3人）

議題

八代郡生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場整備事業「環境影響評価方法書」について

議事概要

1 事業及びアセスの概要について

審査会事務局（環境政策課）から、今回事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続きの経過及び今後の手続きの流れについて説明が行われた。

2 アセス審査会意見（案）について

「八代郡生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場整備事業」に係る環境影響評価方法書に関する熊本県環境影響評価審査会意見（案）（各委員の個別意見をもとに審査会事務局が作成）に基づき審議が行われた。

各委員の主な意見等は別紙のとおり。

傍聴者

1人

配布資料

- 1 「八代郡生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場整備事業」に係る環境影響評価方法書に関する熊本県環境影響評価審査会意見（案）
- 2 「八代郡生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場整備事業」に関する環境影響評価手続き等について
- 3 「八代郡生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場整備事業」に係る環境影響評価方法書に関する県関係課等意見の概要

(別紙)
審査会委員の主な意見等

[大気環境]

< 騒音・振動 > について

【委員発言 1】

騒音規制法の観点から言えば、発生源の敷地境界でも予測した数値が基準をクリアする必要があるが、このことが方法書に記載されていなかったため、審査会意見として「最終処分場の敷地境界線上においても予測・評価を行う必要がある。」という文言を付け加えるのが望ましい。

[水環境]

< 水質 > について

【委員発言 2】

集中豪雨時の貯留槽の容量の安全性については、詳細設計の段階で事業者が検討を行うということであるが、大雨等で調整槽が容量不足とならないように注意して規模を決めて欲しい。

【委員発言 3】

敷地内の汚水を外に出さないようにするのは理想であり、それを目指すことは重要であるが、クローズドシステムだから水質については大丈夫だというように、考え方が逆になると危険である。

目標や理想通りにいかない場合も起こりうるため、そのための配慮をどれだけしているかが大切である。

クローズドシステムに安心しきるのではなく、万一浸出水等が漏出したような場合に、以前と比べどのような変化が起きたか分かるためには、施設を作る以前の周辺の水路等の水質を正確に把握しておく必要がある。

【委員発言 4】

埋立ては焼却灰がメインということだが、現在、埋め立てている廃棄物のダイオキシンの分析結果を念のため調べる必要がある。

【事務局発言】

ダイオキシンについては、排ガス、焼却灰の分析結果が出ているとのことである。

< 地下水について >

特になし。

[土壌環境に係る環境・その他の環境]

< 土壌汚染 > について

特になし。

[動物・植物・生態系] について

【委員発言 5】

適切な時期に調査を実施する必要がある。動植物、特に水生生物の調査回数は年 4 回が望ましいが、方法書では年 3 回実施し、調査の時期が春、夏、秋のそれぞれ 5 月、7 月、

10月に実施されることとなっている。

年3回の場合は、特に水生昆虫に関しては、春の調査を早春の3月頃に実施する。5月の調査では、春に羽化する水生昆虫は羽化を終えて水中には生活していない。ただし、動植物全部に関する春の調査を3月だけにすると、4月、5月に出現する種を確認できなくなる。

【委員発言6】

審査会意見(案)の表現で、「対象地域を含む広範囲を対象」という記述となっており、言っている内容はこのとおりなのだが、他のアセスの事例で、肝心な対象地域の生物の情報がアセス図書に記載されておらず、逆に、ほとんど事業に関係がないような地域の情報まで記載している例が見受けられる。計画対象区域の周辺の情報をまず観て、次にその外側の生物がどう影響するかを観ていくべきで、調査範囲に関する意見の文言については、誤解を生まないよう表現を工夫して欲しい。

【委員発言7】

アセス図書を作製するに当たって、文献からデータを集める場合、八代郡のデータというと五家荘といったアセスに直接関係がないような範囲までのデータがアセス図書に記載されている事例がある。

ここ宮原町でいえば、同郡内の五家荘より八代市や下益城郡の小川町や松橋町の方が自然環境として関連がある。

調査時期については、予算執行の関係で年度の切れ目にかかるという問題があるが、発注時期や作業条件等を工夫するなど事業者は配慮して欲しい。

[景観・人と自然とのふれあい活動の場]

< 景観 > について

特になし。

< 人と自然とのふれあい活動の場 > について

特になし。

[文化財] について

【委員発言8】

文化財については、県教育委員会に加え、地元の細かなデータを知っている町の教育委員会とも相談する方がよい。

[その他] について

【委員発言9】

アセス図書の中で用語の定義付けが曖昧に使用されていたり、文献を引用する際、アセス図書全体としての整合性がとれていない場合などがある。事業者自身が内容をよく読み、素人にも分かりやすいアセス図書にする努力が必要である。そういう視点から、県の事務局から事業者への助言等も行って欲しい。

【委員発言10】

埋立物等の数量を出した根拠等について説明して欲しい。

【事業者発言】

埋立物の1日当たりの量、年間の量は、実際に焼却施設から出ている焼却灰の量及び飛灰の量のデータを使っている。

【委員発言 11】

焼却灰と飛灰とを合わせた灰の量と可燃ゴミの量との比率が18%となっている。そんなに灰の量が多いのか疑問である。

【事業者発言】

実際には、カウントされているものには、例えば、焼却する際に燃えないガラ(残さ物)が入っているので、重量が大きくなっていると考えられる。

【委員発言 12】

10年間の埋立で処分するものは、現時点では焼却灰、燃えがら等とされているが、今後生ゴミを入れることは考えていないのか。

【事務局発言】

事業者を確認したところ、生ゴミを入れることは、考えられないとのことである。

【委員発言 13】

焼却施設の焼却能力には、余力はあるのか。

【事業者発言】

焼却能力は1日当たり44tであり、現在の焼却施設の稼働実績は、1日当たり42tなので、ほぼ能力一杯で稼働している。

【委員発言 14】

方法書p140の環境影響を受ける範囲について、半径500m程度で示されているが、この範囲はどのようにして決められているのか。

【事務局発言】

あくまで現時点で想定される影響範囲として、事業者が整理しているものである。今後、現況調査、予測・評価を通じて、影響を受ける範囲が明らかとなってくることとなる。

方法書では、既存の資料等を元に事業者が想定した範囲で整理されている。

【委員発言 15】

生物の種類によっては、先程他の委員から指摘があったように相当広範囲に影響を受ける場合もあるので、氷川周辺の生物についても、注意が必要となるだろう。

<騒音・振動>に関する意見に適切な文言を追加すること、[動物・植物・生態系]の調査範囲に関する意見の表現を工夫すること、[文化財]に関する意見に町教育委員会に関する事項を追加することについて、文言については意見があった委員と事務局との間で個別に調整を行った上で、会長に諮り決定することとなった。